指導監査年月日 監査方法	指導監査対象名	5称 指摘 対象	指摘事項等	改善結果
令和6年10月28日	幼保連携型認定こど 愛泉こども も園	遠	指摘事項なし	
実地				
令和6年10月29日	幼保連携型認定こど 白鳥こども も園	遠	指摘事項なし	
実地				

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年10月29日	幼保連携型認定こど も園	認定こども園恵光学 園第2幼稚園恵光保 育園	施設	土曜の早朝や午後に保育者が1名になる時間があります。新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例附則第5条に基づき、保育教諭1名に加えて、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置いてください。	乳児部は12月からシフトでパートの人を頼み土曜日の朝から2人体制になるように組んでシフト設定を開始しました。また幼児部も土曜日の朝から終了まで2人体制を組み人数が少なくても行っています。
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果
令和6年10月31日	幼保連携型認定こども園	山の下こども園		指摘事項なし	
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指摘事項等	改善結果
令和6年10月31日	幼保連携型認定こども園	みなとこども園	施設	施設長が資格要件を満たしていない場合の特例で任命されたことが、辞令等で確認できませんでした。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第13条に基づき、法人の理事が施設長を任命する場合は、幼稚園教諭や保育士等の資格保有が無くても例外として認めているため、理事会での承認や辞令書の交付等で特例任命したことを記録に残し、園でも保管してください。	履歴書と一緒に保管済み
実地			<i>Tel</i> r = ₹1	運営規程の概要についての掲示がありませんでしたので、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、施設の見やすい場所に掲示してください。	エントランスの壁面に令和7年度版に修正したものを掲示済みです。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年11月1日	幼保連携型認定こど も園	認定こども園新津カト リック幼稚園		指摘事項なし	
実地					
令和6年11月1日	幼保連携型認定こど も園	にいつ愛慈こども園		指摘事項なし	
実地					
令和6年11月6日	幼保連携型認定こども園	開志新潟東こども園		指摘事項なし	
実地					
令和6年11月6日	幼保連携型認定こども園	開志上所こども園		指摘事項なし	
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果
令和6年11月8日	幼保連携型認定こども園	白根カトリックこども園		指摘事項なし	
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年11月8日	幼保連携型認定こど も園	あかねこども園	施設	田仙伝八云司 本年の連用工の自息事項11]に本っさ、拠点区	今後、システムへの登録漏れなど誤って処理することがないよう体制を整えるため、法人の運営や会計に関する業務を令和7年度から業者に委託する旨、令和7年2月8日の理事会で決議しました。
実地			施設会計	徴が光生しくいる工地について切記載がありませんでした。「私 今短が光上へ到世海」(ハ下世海坐へ)笠20名に甘べき、富工	今後、システムへの登録漏れなど誤って処理することがないよう体制を整えるため、法人の運営や会計に関する業務を令和7年度から業者に委託する旨、令和7年2月8日の理事会で決議しました。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指摘事項等	改善結果
令和6年11月12日	幼保連携型認定こど も園	こばとこども園		指摘事項なし	
実地					
令和6年11月13日	幼保連携型認定こど も園	あいりすヒルズこども 園		指摘事項なし	
実地					
令和6年11月13日	幼保連携型認定こど も園	みのりこども園		指摘事項なし	
実地					
令和6年11月15日	幼保連携型認定こど も園	幼保連携型認定敬愛 こども園		指摘事項なし	
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指摘事項等	改善結果
节和0年11月10日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	公和会 笹口こども園	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者 ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条 第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議 事録に明記してください。	今後の理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議している旨を議事録に明記します。
実地			法人会計	当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額(令和5年度:0円)を加算した額に欠損があるにもかかわらず積み立てをしていました。社会福祉法人会計基準第6条第3項に基づき、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金の取崩額額を加算した額に余剰が生じた場合のみ、その範囲内で将来の特定の目的のために積み立てを行ってください。	当期末繰越活動増減差額にその他の積立金の取崩残額を加算した額に余剰が生じた場合のみ積み立てを行います。
			法人	等の証憑書類に基づいて作成し、証憑書類は会計記録との関係を明らかにして整理保存してください。なお、会計処理を行う	経理規程第13条に基づく処理を徹底し、会計処理は会計伝票による処理、証憑書類に基づく会計伝票の作成及び証憑書類と会計記録の関係を明らかにした書類の整理保存を行います。なお、支払額を正確に把握できるダブルチェック体制への見直しを行いました。
					経理規程第24条に基づき、入金した現金は直接支払いに充てることなく、7日以内に金融機関に預け入れるようにしました。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果
	社会福祉法人幼保連携型認定こど	こどものいえ こどものいえこども園		指摘事項なし	
実地	も園				

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年11月22日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	みつばち福祉会 みつばちこども園	法人運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	評議員会及び理事会の決議について、特別な利害関係人が決議 に加わっているか確認をし、記録に残していきます。
実地			法人置	関する法律第84条及び92条第2項に基づき、今後契約締結時 は理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、事前	法人が理事長から有償で土地を借り受け、賃貸借契約が締結する際、理事会において当該取引につき重要な事実を事前に開示し、理事に承認を受けるようにします。また、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告するとともに、その旨を議事録に明記します。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指摘事項等	改善結果
令和6年11月22日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	麗生会 いろはこども園	法人運営	理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、理事会開催の都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残してください。	今後は、理事会招集通知の議事議案に併せて特別の利害関係人が加わっていないかの確認文言と理事会次第に文言を入れ、必ず理事会開催の都度確認をして、議事録等に記録を残します。
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年11月25日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	松樹会 松浜こども園	法人 会計	理事会で承認された令和5年度補正予算と資金収支計算書の予算額が一致しませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された補正予算と一致させてください。	今後正しく確認し提出させていただきます。
実地			法人	借入金明細書の設備資金借入金の当期償還額と資金収支計算書の設備資金借入金元金償還支出が一致しませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の8に基づき、償還額は正しく記載してください。	今後正しく処理を行います。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年11月25日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど	新盛会 にごりかわこども園	法人	理事長の職務執行状況について、理事会で報告が行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項の規定により、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告を行い、その旨を議事録に残してください。	他議題とあわせてではなく、理事長の職務執行状況報告として、その旨を議事録に残します。
実地	も園		運営	理事会での決議前に評議員会の招集通知が発出されていた事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条により、評議員会の招集通知は理事会の決議後かつ評議員会の1週間前までに発出してください。	理事会の決議後かつ評議員会の1週間前までに発出します。
			法人運営	理事会、評議員会に2回連続で欠席している理事、評議員がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改正:令和4年3月14日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事、評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	2回連続で欠席とならないよう開催日を配慮し、当該理事、評議員 に出席を促します。
			太人	経理規程に定めのない事業・拠点区分で計算関係書類を作成 していました。社会福祉法人会計基準第7条の2及び第10条に 基づき、会計の区分を設けた上で作成してください。	3月10日開催予定の理事会にて経理規程の一部改訂の承認を得て、会計基準に基づいた計算書類を作成します。
			法人会計	分、拠点区分を改めてください。社会福祉法人会計基準第10条	法人の実態にあわせて、定款第1条、第36条、及び社会福祉法人会計基準第10条、経理規程第6条に基づき、事業区分、拠点区分、サービス区分を改め、3月10日開催予定の理事会にて承認を得ます。
			法人 会計	理事会で承認された令和5年度補正予算と資金収支計算書の予算額が一致しませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された補正予算と一致させてください。	訂正後の補正予算書で理事会の承認を得ているため、理事会の議 事録綴りの資料を差し替えました。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改善結果
			法人 会計	随意契約については、経理規程第70条第4項に基づき、随意契約が可能な金額であっても、軽微なものを除き、見積もり合わせを行い、相手先を決定してください。なお、特定の一者と随意契約する場合は、その理由や業者名を明確にしたうえで執行伺いを行い、その旨を記録に残してください.	経理規程第70条に基づき、軽微な工事や物品の購入でも見積もり合わせを行い、決定業者、決定理由等を明確にし、その旨を記録に残します。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年11月28日	幼保連携型認定こど も園	幼保連携型 うまこし こやす認定こども園	施設	価格に応じた適切な業者から見積もりを徴し比較してください。	今後、随意契約を行う際は経理規程第70条4項に基づき細心の注意を払い適切な処理を行います。 今回指摘された案件については、稟議書に理由を明記し記録に残しました。
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指摘事項等	改善結果
令和6年11月29日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	とよさか瑞穂会 つくしこども園		法人登記について、廃止した事業が掲載されたままでした。また、理事長重任後2週間を超えて、資産の総額を3か年分まとめて登記していました。組合等登記令第3条に基づき、登記事項に変更が生じた場合は2週間、資産の総額については会計年度終了後3か月以内に登記してください。	登記前に、会計事務所や各施設長によるダブルチェックを行い、漏れなく対応する。議事録の作成を取り急ぎ行う。監査時ご指導頂いた様に土地登記等の早いタイミングで修正登記する。
実地			达入	理事・監事・評議員の履歴書について、再任であっても都度、徴取するか、内容に変更がないことを確認した日付を記載する等、記録に残してください。	履歴書の確認印のみならず、日付の記載を徹底し、欠席した役員 へは役員会後速やかに確認を行う。
			法人 運営	評議員選任・解任委員会に構成員数以上の理事が出席していました。また、議案および議事録において、選任について確認できない評議員がいました。社会福祉法第39条および定款第6条に基づく適正な手続により評議員を選任を行うとともに、その旨を議事録に明記してください。	良く制度を理解し、議案書及び議事録に於いても添付資料等を含めダブルチェックし対応する。
			法人	理事および監事の選任にかかる評議員会の決議について、各候補者ごとに決議されていること、監事の選任経過が確認できませんでした。定款第13条第3項に基づく決議を行うとともに、その旨を議事録に明記してください。	議事録を詳細に記し対応する。
			法人 運営	理事会、評議員会について、社会福祉法施行規則第2条の15 第3項および第2条の17第3項に基づき、特別の利害関係を有す る者が決議に加わっていないか確認した旨を記録に残してくだ さい。	特別の利害関係者が決議に加わっていないか確認した旨を記録に残す。
			法人	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、1週間(中7日)以上の間隔を空けてください。	急な感染症等に備え、十分余裕を持って対応する。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果
			法人 運営	評議員選任・解任委員会委員選定にかかる理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていました。社会福祉法第45条の14第5項に基づき、決議に加えないでください。	今後、特別な利害関係を有する理事が決議に加わらないよう十分 注意し、対応する。
			法人 会計	理事会で承認された令和5年度最終補正予算と資金収支計算書の予算額の内訳が一致しない箇所がありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	今後十分注意し、対応する。書類作成に於いても各施設長でダブ ルチェックし対応する。
		} 2	法人 会計	令和5年度当初予算について、理事会の承認が令和5年4月以降となっていました。定款第31条第1項及び経理規程第16条に基づき、当初予算は当該会計年度開始前に理事会の承認を受けてください。	急な感染症等に備え、十分余裕を持って対応する。
		}i	ᇫ	評議員会及び理事会の決議を省略した場合の議事録が作成されていませんでした。社会福祉法第45条の11第1項および同条の15第1項に基づき、必ず作成してください。	指導監査後、議事録を発見し、適切に保管している。議事録に限らず、運営全体に係る書類は適切に保管する。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年11月29日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	敬世会 あがのこども園		監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	次回選任の際は、確実に同意書を徴収します。また、令和5年5月25日の議事録を、監事の選任について、議案に対する同意を現監事から得たことが確認できるように修正しました。
実地			法人運営	候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款	次回選任の際は、各候補者ごとに決議されていることが確認できるよう、議事録に記載します。また、 令和5年6月16日の議事録を、 理事及び監事の選任にかかる評議員会の決議について各候補者 ごとに決議されていることが確認できるように修正しました。
			法人会計	附属明細書(補助金事業等収益明細書)について、計算書類の 金額と一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第30条 に基づき、正しく記載してください。	伝票入力時の確認の徹底をし、気を付ける。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果		
令和6年12月2日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど	幸栄振興会 中道山こども園	法人運営	評議員選任・解任委員会の運営についての細則が定められていませんでした。定款第6条に基づき、理事会において定め、適正に運営してください。	次回の理事会にて決議を行い評議員選任・解任委員会運営細則 を定めます。		
実地	も園				法人	評議員、理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	来年度の改選時に各候補者より誓約書を徴収します。
			法人運営	評議員、理事、監事について、就任を承諾したことが確認できませんでした。社会福祉法第38条に基づき、選任時に各員から就任承諾書を徴収するなどして、就任の承諾を確認してください。	来年度の改選時に各候補者より就任承諾書を徴収します。		
			法人運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者 ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条 第3項に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に 際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に 明記してください。	来年度の理事・監事改選の評議員会より推薦書に基づき各候補者 ごとに審議しその旨を議事録に残します。		
			法人運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	来年度の改選時に現監事からの同意書を徴取します。		
			法人運営	評議員の評議員会への出席について、令和5年度及び令和6年度連続で欠席された評議員がいました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は、選任替えも含め検討してください。また、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。	招集通知を発出する際に日程調整の依頼を行い、評議員会開催 の前日にも連絡を行い出席を確認(促し)します。		

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
		法人運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	次回理事会から利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、議事録に残します。
		法人運営	理事長の職務執行状況について、理事会への報告を実施していませんでした。定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録に残してください。	次回理事会にて理事長の職務執行状況の報告を行い、議事録に 残します。
		法人会計	法人の会計処理は定款第34条に規定に基づき法令、定款及び 理事会において定める経理規程により処理されることから、経理 規程第9条に基づき経理規程の改訂等は、理事会の承認を得て ください。	次回理事会にて決議を行い承認をもらいます。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年12月2日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	常明会 上木戸こども園	法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要も記載してください。	次回に招集通知を発送する際には、評議員会の目的である事項に係る議案の概要を記載する。
実地			法人	評議員会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項の規定に基づき、評議員会開催の都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残してください。	評議員会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行った記録を残す。
			法人運営	理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、理事会開催の都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残してください。	理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行った記録を残す。
			法人 会計	次年度の資金収支予算を作成する際、上木戸こども園の収支のみで法人全体を作成していました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(1)(2)に基づき、予算は拠点区分ごとにすべての事業に関して編成し、法人全体を作成してください。	予算は拠点区分ごとにすべての事業に関して編成し、法人全体を 作成する。
			法人 会計	経理規程第13条第3項および第30条第2項の手続きが適正に行われていなかったことにより、期末預金残高と帳簿残高に差額が生じたまま決算処理が行われ、計算書類及びその附属明細書(「計算関係書類」)並びに財産目録が正しく作成されませんでした。社会福祉法人会計基準第2条第1項第1号に基づき、計算関係書類及び財産目録は正確な内容で作成してください。	すべての経理区分において、経理規程第13条第3項および第30条 第2項の手続きを適正に行い、計算関係書類及び財産目録を正確 な内容で作成する。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改善結果
	社会福祉法人 幼保連携型認定こど	乙の園 みたけこども園		指摘事項なし	
実地	も園				

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称		指摘 対象	指	摘事	項	等	改善結果
令和6年12月4日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど		松崎保	法人	理事長重任と資産の総名 月経過後に登記している 登記事項に変更が生じた 会計年度終了後3か月以	とした。組 と場合は2	合等登 週間、	記令第3条に基づき、 資産の総額については	令和7年度に行う理事会・評議員会等の日程、開催方法等を司法 書士と協議し、遺漏なきように進める。
実地	も園	育園		ъ. I	監事の選任について、請事から同意を得ているこ第43条第3項により準用に関する法律第72条第3る前に現監事の過半数の	とを確認で される一般 項に基づ	ぎませ 社団 き、議	tんでした。社会福祉法 法人及び一般財団法人 案を評議員会に提出す	令和7年度に行う理事会・評議員会等の日程、開催方法等を司法 書士と協議し、遺漏なきように進める。
				法人 運営	評議員会の開催日のみ 場所ならびに議題およて た。社会福祉法第45条の 第181条第1項に基づき、	ド議案の概 ○9第10項	医要がな	定められていませんでし 準用される一般法人法	令和7年度に行う理事会・評議員会等の日程、開催方法等を司法 書士と協議し、遺漏なきように進める。
				法人 会計	理事会で承認された令利書の予算額の内訳が一会計基準の制定に伴う会について」の2(2)に基づは、理事会で承認された	致していま 会計処理等 き、資金	せん に関 又支計	でした。「社会福祉法人 する運用上の留意事項 算書の予算欄の金額	決算書のうち、資金収支計算書の予算額の記入間違いでしたので、令和6年度決算書より修正いたします。
				法人	積立資産額と積立金の利 人会計基準の制定に伴いについて」第19に基立 立資産を積み立て同一の	う会計処理づき、積立	世等に 金を計	関する運用上の取り扱 上した際は、同額の積	名称を積立金に統一し、令和6年度決算書より修正いたします。
				法人 会計	拠点区分について、経理会福祉法人会計基準の 事項について」の4及びた、経理規程第6条第4項 さい。	制定に伴っ	会計 、適切	処理等の運用上の留意 Jに区分してください。ま	経理規程第6条第4項を修正いたしました。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指摘事項等	改善結果
			法人 会計	出納職員を配置しておらず、会計責任者が会計事務全般を1人で行っている状況です。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の1に基づき、内部牽制に配慮した体制を早急に整備し、複数人でチェックを行うなど、適切な会計事務を行ってください。	令和7年4月1日より出納職員を採用いたします。(内定済み)
			法人 会計	理事長名義で法人に運営資金を貸し付けることは利益相反取引に該当します。社会福祉法第45条の16第4項にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条及び92条第2項に基づき、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けるとともに、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告してください。またその旨を議事録に明記してください。	次回開催予定の理事会にて説明を行います。
			会計	日々収納した現金を経理規程で定める期限を超えて金融機関へ預け入れている事例が散見されました。経理規程第24条のとおり収入後10日以内に金融機関に預け入れるか、経理規程を変更するか、いずれかの対応をしてください。	経理規程を変更いたしました。
			法人 会計	資金収支計算書の当期末支払資金残高と、貸借対照表の当年 度末支払資金残高が一致していませんでした。社会福祉法人 会計基準第13条に基づき、今年度の計算書類から修正してくだ さい。なお、修正に至る経緯を理事会で報告してください。	令和6年度決算書より修正いたします。また修正経緯については、 令和7年6月開催予定の理事会にて説明いたします。
			施設	施設長が資格要件を満たしていない場合の特例で任命されたことが、辞令等で確認できませんでした。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第13条に基づき、法人の理事が施設長を任命する場合は、幼稚園教諭や保育士等の資格保有が無くても例外として認めているため、理事会での承認や辞令書の交付等で特例任命したことを記録に残してください。	辞令書を交付し、特例任命であることを記載いたします。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果
令和6年12月10日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	東明福祉会 東明こども園	法人運営	理事及び監事の選任時に、各選任要件の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」がそれぞれ1人以上含まれていること、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	理事及び監事の選任要件の確認について、令和7年6月に任期満了に伴う理事及び監事の改選を控えていますので、次年度である7年度より、選任要件を口頭での確認に留まらず、令和7年5月開催の第1回理事会の前に、理事及び監事の選任要件を確認のうえ選任し、確認した旨の記録を残します。
実地			法人運営	祉法第45条の16第2項に基づき、理事会の決議にて至急、業務 執行理事を選任してください。	業務執行理事の選任について、令和5年6月16日開催の理事会において、業務執行理事は既に選任済であり、令和5年6月より実際に業務にあたっているのが現状です。よって、遅くなりましたが当該本人より、業務執行理事としての就任承諾書を令和6年12月11日付にて得てあります。
			法人運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に過半数の同意を得てください。	監事の選任について、令和7年6月に任期満了に伴う監事の改選を控えていますので、次年度である7年度より、令和7年6月開催の評議員会の前に、現監事から新監事の選任に関する過半数の同意を得て、併せて書面にての同意も得ます。
			法人運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	特別の利害関係人の決議について、理事会は、令和7年3月19日 に開催の理事会から、評議員会は、令和7年6月に開催の評議員から、口頭での確認報告に留まらず、議事録に記載のうえ記録として 残します。
			法人 運営	基づき、理事長は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、	理事長の職務執行状況の報告について、次年度、令和7年5月開催の第1回理事会に報告し、また4ヵ月を超える間隔で年度内に開催される次回の理事会においても報告し、年度内における2回以上の理事会報告いたします。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改善結果
			法人 会計	た。会計年度は定款第33条および経理規程第4条において「毎年4月1日から翌年3月31日まで」と定められていますので、その	最終予算が年度末を超えて編成しないことについて、会計年度は「毎年4月1日から翌年3月31日まで」の定めであると認識のうえ、令和7年3月19日開催の理事会において、令和6年度末期間内における最終予算として編成いたします。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果
令和6年12月10日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	おひさま福祉会 幼保連携型認定こど も園にじ	法人	理事会(理事長を選定する理事会)の招集通知を省略する場合は、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、理事及び監事全員の同意を得た上でその旨を確認できるよう記録を残してください。	理事長選定時は、理事選任と理事長の選定が同日の為、理事会の 招集の省略を理事及び監事全員の同意を得て行うこととした。
実地					

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改善結果
节和0千12月12日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	赤塚福祉会 幼保連携型認定赤塚 こども園	法人	理事会で評議員会の開催時間・場所・議題・議案の概要の決議が行われていない事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催にあたっては、必ず理事会の決議を得てください。	令和7年5月22日(予定)に行う決算理事会の中で、評議員会開催日・時間・場所・議題・議案の概要の決議を行います。
実地				宗教第16条第9項に其べき 理事への決議で行ってください	令和6年12月19日の理事会の中で業務執行理事の選任をさせて頂きました。令和7年度の理事長選定の時からは必ず業務執行理事 の選定も行います。
			法人	評議員の就任承諾の意思確認は、社会福祉法第38条に基づき、選任時(重任時も含む)に就任承諾書を徴取して、確認してください。	令和7年6月6日(予定)の評議員会終了後 新評議員の就任承諾 書を必ず徴取いたします。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改善結果
	社会福祉法人 幼保連携型認定こど	慈恵会 めぐみこども園		指摘事項なし	
実地	も園				

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指摘事項等	改善結果
令和6年12月17日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	華桜会はるまちこども園	法人運営		次回の理事会・評議員会開催時より、必ず特別の利害関係を確認 するよう改めます。
実地			法人運営	理事会議事録について、利益相反取引には特別の利害関係を有する理事が必ず含まれているにも関わらず、「特別の利害関係を有する者はいないと記載」、「特別の利害関係を有する者はいないと記載」、「特別の利害関係を有する理事が決議に参加」など、不適切な内容となっていました。社会福祉法第45条の14第5項に基づき、特別の利害関係を有する理事は決議には加えず、その経過を記録に残すとともに同法第45条の14第6項に基づき、議事録を適正な内容で作成してください。	正確な議事録が作成できるよう、作成者の他に確認者を増やし、確認の体制を強化します。
			法人 運営	理事会の決議の省略において、監事1名の異議確認書が適正 に徴取されていませんでした。社会福祉法第45条の14第9項に より準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第96条及び定款第28条第2項に基づき、理事会の決議の省略 時は、理事の同意書及び監事の異議確認書を確実に徴取して ください。	重要な書類の適切な管理・保管を徹底します。
			法人運営		正確な議事録が作成できるよう、作成者の他に確認者を増やし、確認の体制を強化します。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
令和6年12月17日	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	松海社会福祉事業協 会 松の実第二こども園	法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により 準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事 会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してくださ い。	次回評議員会の招集について、理事会において議案概要の決議 を行う。
			法人 会計	理事会で承認された令和5年度最終補正予算と資金収支計算書の予算額の内訳が一致しない箇所がありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	最終補正予算と資金収支計算書の予算額を確認する。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	指摘事項等	改善結果
	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	愛和福祉会 牡丹山ひかりこども園	法人 運営	理事及び監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第44条第1項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして欠格事由該当の有無を確認してください。なお、誓約書の文言については、「社会福祉法第40条第1項の欠格事由に該当しないこと」、「各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと」及び「これらに該当した際は遅滞なく報告すること」を記載してください。	来年度の理事・監事改選の際に欠格事由該当の有無を確認し、誓 約書をいただきます。
実地			法人 運営	監事の理事会への出席について、直近5回のうち3回欠席している監事がいます。社会福祉法第45条の18第3項に準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条に基づき出席してください。なお、監事が出席できるよう日程調整してください。	綿密な日程調整を行い、監事の理事会への出席に配慮します。
			法人運営	評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15 および定款第14条に基づき、議事録の作成に係る職務を行った 者の署名または記名押印をしてください。	次回評議員会から署名します。
			法人	理事会の議事録において、監査当日に確認することができず、 欠席した理事が署名押印しているものがありました。社会福祉法 第45条の14第6項および定款第27条に基づき、出席した理事が 署名または記名押印し、同法第45条の15に定めるとおり事務所 に備え置いてください。	適切な議事録作成に努めます。
			法人 運営	理事が所有する園舎の土地の賃貸借契約について、社会福祉 法第45条の16第4項に準用される一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律第84条第1項に基づき、理事会において利益 相反取引の承認の議決を行ってください。また、社会福祉法第 45条の14第5項に基づき、特別の利害関係を有している理事は 当該議決に加わることができません。	来年度の契約から改め、適切な運営に努めます。

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指 摘 事 項 等	改善結果
A	社会福祉法人 幼保連携型認定こど も園	青鸞会 幼保連携型認定こど も園 しょうとくこども 園	法人運営	令和5年度の定時評議員会について、理事会開催日から中13 日で開催されていました。社会福祉法第45条の32第1項及び社 援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通 知「指導監査ガイドライン」に基づき、計算書類等の備置及び閲 覧の期間を確保するため、定時評議員会と理事会の開催日は 中14日以上の間隔を確保してください。	法定内の日程で決算に関する理事会、並びに評議員会、資産の登 記あるいは理事長の登記を実施できるよう計画する。
実地					